

# 知ってる？共済Q&A



## 遺族共済年金とは

53歳男性。最近、大学時代の友人が亡くなりました。ショックを受けましたが、同時に「自分に万一のことがあれば…」と心配になりました。そのような場合、共済年金はどうなるのでしょうか。



## 遺族共済年金が支給されます

組合員が在職中または退職後に死亡したときは、遺族に共済組合から「遺族共済年金」が支給されます。また妻が40歳以上65歳未満で、下記④の条件に該当する場合、遺族共済年金に一定額(中高齢寡婦加算)を加算して支給しています。

なお、子のある妻または子がいる場合には、国民年金から遺族基礎年金が支給されます。その場合は、共済組合の中高年齢寡婦加算は停止されます。

(注) 子とは、18歳到達年度の末日までの子または20歳未満で1・2級の障害状態にある子となります。

### ●年金を受ける条件は？

遺族共済年金は、次のいずれかに該当したときに支給されます。

- ① 組合員が死亡したとき
- ② 組合員が退職後、組合員期間中に初診日のある病気やケガにより、その初診日から5年以内に死亡したとき
- ③ 障害等級1～2級の障害共済年金の受給権者が死亡したとき(旧法による受給権者も含む)
- ④ 退職共済年金の受給権者または、その受給資格期間を満たした人が死亡したとき

### ●受けられる年金額は？

遺族共済年金は、公務等によらない死亡(公務や通勤による傷病以外での死亡)か公務等による死亡(公務中や通勤中の傷病による死亡)かによって、支給額が異なります。また、公務等によらない死亡の場合でも、左記①～③と④は算定方法が異なるので注意が必要です。

遺族共済年金の算定方法は非常に複雑です。組合員期間や組合員であった時期によって給付乗率が違いますし、物価スライド率も変化します。また、さまざまな経過措置や地方公務員災害補償法などの調整もあります。図に公務等によらない遺族共済年金(①～③の場合)の算定方法を示しましたが、これはあくまで一般的な例です。個々のケースについては、共済組合年金課にお問い合わせください。

### ●受けられる期間は？

遺族共済年金の受給権をもつ人は、概ね次のいずれかの条件に当てはまるまで年金を受け取ることができます。なお、その人が受給権を失った場合でも、年金の受給権をもつ遺族がほかにもいるときは、その遺族に年金が支給されます。

- ① 死亡したとき
- ② 婚姻したとき(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となったときを含む)
- ③ 直系血族及び直系姻族以外の者の養子となったとき
- ④ 死亡した組合員であった者との親族関係が離縁によって終了したとき
- ⑤ 子または孫が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき(1級、2級の障害状態にある子は除く。)
- ⑥ 障害等級の1級又は2級に該当する障害の状態にある子又は孫について、その事情がなくなったとき
- ⑦ 遺族共済年金の受給権を取得した当時30歳未満である妻が同一給付事由である遺族基礎年金の受給権を取得しないときには、当該遺族共済年金の受給権を取得した日から5年を経過したとき
- ⑧ 遺族共済年金と同一給付事由である遺族基礎年金の受給権を有する妻が30歳に到達する前に遺族基礎年金の受給権が消滅したときは、当該遺族基礎年金の受給権が消滅した日から5年を経過したとき

#### 公務等によらない遺族共済年金の算定方法(①～③の場合)

##### ★厚生年金相当部分

$$\begin{aligned} & \text{平成15年3月31日以前の組合員期間(A)} \\ & \text{平均給料月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{Aの月数(注)} \times \text{物価スライド率} \\ & + \\ & \text{平成15年4月1日以後の組合員期間(B)} \\ & \text{平均給与月額} \times \frac{5.481}{1000} \times \text{Bの月数(注)} \times \text{物価スライド率} \end{aligned}$$

##### ★職域年金相当部分

$$\begin{aligned} & \text{平成15年3月31日以前の組合員期間(A)} \\ & \text{平均給料月額} \times \frac{1.425}{1000} \times \text{Aの月数(注)} \times \text{物価スライド率} \\ & + \\ & \text{平成15年4月1日以後の組合員期間(B)} \\ & \text{平均給与月額} \times \frac{1.096}{1000} \times \text{Bの月数(注)} \times \text{物価スライド率} \end{aligned}$$

×  $\frac{3}{4}$  +

×  $\frac{3}{4}$

(注) 支給要件に①、②、③に該当する場合で、組合員期間が300月(25年)未満のときは、300月としますが、この場合、平成15年4月1日前後に組合員期間があるときには、その前後の月数に応じて300月を按分します(短期要件)(法第99条の2①、15年改正政令附則5条③)。

ただし、死亡した者に厚生年金等の期間もある場合、遺族共済年金を短期要件で決定すると遺族厚生年金等の決定ができなくなるため注意が必要です。